認定されたマネジメントシステム認証の

移転のための必須文書

発行日： 2026 年 7 月 10 日
適用日： 2026 年 8 月 28 日
版　数： 1.0 版

注：この文書は、MANDATORY DOCUMENT FOR THE TRANSFER OF ACCREDITED CERTIFICATION OF MANAGEMENT SYSTEMS – Ver. 1.0（Global ACI-TECH-3-002）の内容を変更することなく、本認定センター及び公益財団法人日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な Global ACI 文書としての位置付けをもつ。原文は、Global ACI ウェブサイトから入手できる。

2026 年 11 月 10 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)

追加情報

この文書又は他のグローバル認定協力機構（Global ACI）文書について追加の情報を必要とする場合、Global ACI 事務局に連絡して下さい。

Email: secretariat@global-aci.org
Phone: +1 (571) 569-2614

© Copyright 2026

Global ACI は、教育、標準化、認定、又は Global ACI の専門分野や活動に関連するその他の目的で、出版物又はその一部を複製することを希望する組織に許可します。複製された資料が掲載されている文書には、Global ACI の提供によるものであることを明記する必要があります。

目　　次

0. 序文 4
1. 定義 4
2. 最低限の要求事項 5
3. 改訂履歴 8

0. 序文

0.1　この文書は、IAF（国際認定フォーラム）の文書「IAF MD 2:2023 *IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems*（認定されたマネジメントシステム認証の移転のための IAF 必須文書）」に基づいている。IAF の役割がグローバル認定協力機構（Global ACI）に移管されることに伴い、本文の内容に実質的な変更を加えることなく、Global ACI の文書として書式が変更された。

0.2　この文書は、認証機関の間で、認定されたマネジメントシステム認証の移転を行う場合の基準を提供する。この基準は、Global ACI の MRA 又は地域の MLA 加盟メンバーによって認定された認証機関の買収の場合にも適用してもよい。

0.3　この文書は ISO/IEC 17021-1:2015 9.1.3 項の一貫した適用のために義務づけられる。ISO/IEC 17021-1:2015 の全ての条項の適用は継続され、この文書はその要求事項に置き換わるものではない。

0.4　この文書の狙いは、認証機関が発行した、認定されたマネジメントシステム認証が、他の認証機関に移転される場合に、その認証の完全な状態の維持を保証することである。

0.5　この文書では、認定された認証の移転についての最低限の基準を提供する。認証機関は、認証機関を選定する顧客組織の自由が、不当に又は不公平に制限されることがないことを条件に、ここに含まれているものよりさらに厳しい手順又は処置を実施してもよい。

0.6　この文書で使用されている用語“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

1.　定義

1.1　認証の移転

1.1.1　認証の移転とは、ある認定された認証機関（以下、「発行元認証機関」という）によって授与された、既存の有効なマネジメントシステム認証を、他の認定された認証機関（以下、「受け入れ側認証機関」という）が、その機関自身の認証を発行する目的で、認知することとして定義される。

1.1.2　複数認証（一つより多い認証機関による並行認証）は、上記定義に該当しない。また、Global ACI は複数認証を推奨しない。

2. 最低限の要求事項

2.1 認証の移転の適格性

2.1.1 Global ACI の MRA 又は地域の MLA に、レベル 3 並びに適切な場合はレベル 4 及びレベル 5 で加盟している認定機関の認定に含まれる認証のみを移転の対象としなければならない。そのような認定に含まれていない認証を保有する組織は、新たな顧客として扱わなければならない。

2.1.2 有効な認定された認証のみを移転しなければならない。一時停止されていることが分かっている認証については、移転を受け入れてはならない。

2.1.3 認証業務を中止した、又は認定が失効、一時停止若しくは取り消された認証機関によって授与された認証の場合は、その認証の移転は、6 か月以内又は認証が失効する日のいずれか早い日までに完了しなければならない。そのような場合、受け入れ側認証機関は、認証を移転する前に、その認定機関による認定の下で認証を発行しようとしている認定機関に通知しなければならない。

2.2 移転前のレビュー

2.2.1 受け入れ側認証機関は、認証の決定のために十分な情報を得るためのプロセスをもたなければならず、そのプロセスを、移転する顧客に通知しなければならない。この通知には、少なくとも認証周期に関する取決めが含まれていなければならない。

2.2.2 受け入れ側認証機関は、移転する顧客の認証のレビューを実施しなければならない。このレビューは、文書レビューによって実施しなければならない。また、例えば、未完了の重大な不適合がある場合など、レビューによって必要性が特定された場合には、認証の有効性を確認するために、移転前に移転する顧客への訪問を含めなければならない。

備考: 移転前の訪問は審査ではない。

2.2.3 受け入れ側認証機関は、移転前のレビューに従事する要員の力量の基準を定めなければならない。このレビューは、一人以上で行うことができる。移転前の訪問を行う個人又はグループは、レビューされる認証範囲に適した審査チームに要求される力量と同じ力量をもたなければならない。

2.2.4 レビューには、少なくとも次の側面が含まれていなければならない。また、レビュー及びその所見は、十分に文書化されなければならない。

2.2.4.1　顧客の認証が、発行元認証機関及び受け入れ側認証機関の認定された範囲に含まれていることの確認。

2.2.4.2　発行元認証機関の認定された範囲が、その認定機関の MLA の範囲に含まれていることの確認。

2.2.4.3　移転を希望する理由。

2.2.4.4　認証の移転を希望するサイト（一つ又は複数）が、有効な認定された認証を保有していること。

2.2.4.5　初回の認証又は直近の再認証審査報告書、及び最新のサーベイランス報告書、それらから明らかになるであろう全ての未完了の不適合の状態及び認証プロセスに関連する他の入手可能な関連文書。これらの審査報告書が入手できない場合、又は、サーベイランス審査又は再認証審査が、発行元認証機関の審査プログラムの要求に従って完了していない場合、当該組織は、新たな顧客として扱わなければならない。

2.2.4.6　組織が受けた苦情及び取った処置。

2.2.4.7　審査計画及び審査プログラムの策定に関連する考慮事項。可能な場合は、発行元認証機関によって策定された審査プログラムをレビューすることが望ましい。この文書の 2.3.4 項参照。

2.2.4.8　法令順守の観点からの、認証範囲に関連する、移転する顧客と規制当局との現在の関わり。

2.3　認証の移転

2.3.1　ISO/IEC 17021-1:2015 の 9.5.2 項に従って、受け入れ側認証機関は、次を行うまでは、移転する顧客に認証を発行してはならない。

2.3.1.1　全ての未完了の重大な不適合に対する修正及び是正処置の実施を検証する。

2.3.1.2　全ての未完了の軽微な不適合に対する、移転する顧客の修正及び是正処置の計画を受理する。

2.3.2　移転前のレビュー（文書レビュー及び／又は移転前の訪問）によって移転の完了を妨げる問題が特定された場合、受け入れ側認証機関は、当該の移転する顧客を新たな顧客として扱わなければならない。

この処置の正当性について、受け入れ側認証機関は、移転する顧客に説明し、文書化し、その記録を保管しなければならない。

2.3.3　移転前レビューを行う要員とは別の要員が認証の決定を行うことを含め、ISO/IEC 17021-1:2015 9.5 項に基づく通常の認証の決定プロセスに従わなければならない。

2.3.4　移転前のレビューで問題が特定されなかった場合は、認証周期は前回の認証周期に基づかなければならない。また、受け入れ側認証機関は、残りの認証周期のための審査プログラムを策定しなければならない。

備考：受け入れ側認証機関は、当該組織が特定の日付より前に別の認証機関によって認証されたことを明示すれば、当該組織の初回の認証日付を認証文書に引用することができる。

移転前のレビューの結果、受け入れ側認証機関が顧客を新たな顧客として扱わなければならなかった場合、認証周期は、認証の決定から開始しなければならない。

2.3.5　受け入れ側認証機関は、サーベイランス又は再認証審査が開始されるまでに認証の決定を行わなければならない。

2.4　発行元認証機関と受け入れ側認証機関との協力

2.4.1　発行元認証機関と受け入れ側認証機関との協力は、効果的な移転プロセス及び認証の完全性に不可欠である。要請があった場合、発行元認証機関は、この必須文書によって要求されている全ての文書及び情報を、受け入れ側認証機関に提供しなければならない。発行元認証機関と連絡をとることができない場合、受け入れ側認証機関はその理由を記録し、他の情報源から必要な情報を取得するため最大限の努力をしなければならない。

2.4.2　移転する顧客は、受け入れ側認証機関が求めている情報を発行元認証機関が提供することを承認しなければならない。当該顧客が認証要求事項を引き続き満たしている場合、発行元認証機関は、当該顧客が受け入れ側認証機関に移転するという通知の後に、当該機関の認証の一時停止又は取消しをしてはならない。

2.4.3　発行元認証機関が次に該当する場合、受け入れ側認証機関及び／又は移転する顧客は、発行元認証機関を認定する認定機関に連絡を取らなければならない。

2.4.3.1　要求された情報を受け入れ側認証機関に提供していない、又は

2.4.3.2　移転する顧客の認証を理由なく一時停止する、又は取り消す。

2.4.4　発行元認証機関が、受け入れ側認証機関と協力しない場合、又は、移転する顧客の認証を理由なく一時停止する又は取り消す場合、認定機関は、認定の一時停止又は取消しを含む、この状況に対応するためのプロセスをもたなければならない。

2.4.5　受け入れ側認証機関は、認証を発行した後直ちに、発行元認証機関に通知しなければならない。

3.　改訂履歴

変更箇所	旧版	変更点の概要
全て	-	Global ACI 文書初版発行